

西尾市汚水適正処理構想(案)に対するパブリックコメント結果

① 意見の募集期間

令和3年12月13日(月)から令和4年1月12日(水)

② 意見の提出状況

2件(直接持参0件、郵送0件、FAX0件、メール2件)

③意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>1 今回の構想案は、下水道整備に係る経済性や、整備した後の経営収支を考慮して、令和8年度以降は、下水道による処理より個人設置の合併処理浄化槽による整備を推進される計画とされています。</p> <p>令和2年度現況で汚水処理の未整備区域人口(単独処理浄化槽・汲み取りの人口)は14,754人もいますので、その早期解消に向け、合併処理浄化槽設置補助金制度の予算の拡充と普及促進を図る施策を盛り込んでください。</p> <p>2 設置補助事業により交付される補助金の適正執行の観点から、浄化槽法で定める維持管理(保守点検、清掃及び法定検査)の契約の義務付けを行うなど、維持管理の徹底が図られるような施策を講じてください。</p> <p>3 下水道を使用している世帯と浄化槽を使用している世帯との間で行政サービスに大きな格差が認められます。</p> <p>合併処理浄化槽の整備促進のため、維持管理に係る個人負担について、下水道接続世帯との格差をなくすための助成制度を創設するなど、世帯間の負担の公平化を図る施策を盛り込んでください。</p>	<p>本計画は、汚水処理施設の整備手法を示すものであり、合併処理浄化槽の補助制度や適正な維持管理などを定めるものではございませんのでご理解ください。なお、汚水処理人口普及率の更なる向上、合併処理浄化槽への転換を促進する補助制度などはご意見としてお聞きしました。</p>

<p>2</p>	<p>3 3-1において人口が 10 年で171千人から157千人に14千人減少しておりますが、これは西尾市として年平均1千人位人口が減となっていくと予想しているのでしょうか？これは西尾市として大きな問題であると思うのですが、市としてそれほどのように考えてみえるのでしょうか？これに反して逆に人口増となった場合の対処方法はお持ちなののでしょうか？</p> <p>6 参考資料(西尾市污水適正処理構想 見直し前後比較)で</p> <p>①下水道から合併浄化槽(緑色部分)の区域が多く感じられます。これは“下水道整備計画から除外するので、各自で合併浄化槽を設置して各自で適正な污水处理をすることになるのでしょうか。</p> <p>②矢作古川を挟んで旧一色町側と旧吉良町側とでは処理方針にずいぶん差があるように感じられるのですが、何を基準に整備区域を決められたのでしょうか。</p>	<p>今回は、平成 28 年度に策定・公表した構想の中間フォローアップ(5 年に 1 回の点検)になりますので、将来フレーム人口は前構想時から見直しをしていません。これは、愛知県が示す「全県域污水適正処理構想の見直しに関する基本的な方針」に準拠したもので、前構想で位置づけた事業の進捗状況・方針転換等の確認(比較)を行うため、ベースとなる将来フレームは変更していないものです。</p> <p>次回の構想見直し時には、社会情勢の変化等を考慮し、将来フレームの見直しを行う予定です。</p> <p>今回の構想では、平成 30 年度に有識者と市民で構成する上下水道審議会から「下水道未整備地区の凍結(浄化槽への転換)」の答申を受け、地元住民への周知を図った後に、見直し内容を反映したものです。</p> <p>この審議会では、整備方針を決定する判断として経営の観点から当該地区の整備を行った場合に、污水处理管理費(維持管理費と元利償還費)が下水道使用料で賄えるか否かを基に判定しました。つまり、経費回収率(污水处理管理費÷下水道使用料)が 100%以上見込めるか否かで、整備を実施する地区を選定したものです。</p> <p>効率的な事業展開を図り、健全な下水道事業の経営に努めてまいりますが、経費の削減などの内部努力だけでは、近年の厳しい下水道財政の状況に対応することが困難になると考えられるため、このような決断に至りました。なお、下水道整備区域から除外される地区については、合併処理浄化槽設置に関する補助制度を拡充しています。</p>
----------	--	--